

# 留寿都村再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託 仕様書

## 1. 業務名 留寿都村再生可能エネルギー導入目標策定支援業務

## 2. 業務の目的

2050年までの脱炭素社会の実現という国を挙げた目標に対して、本村でも令和4年1月20日に2050年までに代表的な温室効果ガスとなる二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を行った。

本業務は、2050年ゼロカーボンシティ実現のための方策のひとつとして、本村の地域特性を踏まえた、また、本村の地域課題の解決に繋がるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を作成するとともに、目標達成の具体的なビジョンを策定することで、本村、事業者、住民等の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組んでいくことを目的とする。

## 3. 業務の内容

(1) 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集及び現状分析

- ・ 本村における自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料の収集及び整理を行う。
- ・ 区域内の部門ごとのエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の現状について把握するとともに、経年劣化から増減要因等について分析する。
- ・ 区域内における再生可能エネルギーの導入状況について情報収集を行うとともに、課題等について現状分析を行う。
- ・ 区域内における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組状況について情報収集を行うとともに、課題等について現状分析を行う。
- ・ 村民及び事業者の地球温暖化対策や再生可能エネルギー導入に関する意識、意向及び取組状況等を把握するため、アンケート調査等を実施する。

(2) 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計

- ・ 地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量について推計を行う。
- ・ 温室効果ガス排出量の削減対策の効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計を可能な限りのパターンについて推計を行う。

(3) 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

- ・ 地域の温室効果ガス排出の将来推計を踏まえ、温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）に向けた排出・吸収量の将来推計と、排出量実質ゼロを達成した社会の状態に必要な技術、施策、事業、行動変容等を明らかにした脱炭素シナリオを作成し、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロという目標を達成した状態（将来ビジョン）を描く。
- ・ エネルギー、廃棄物、産業振興、交通、防災、福祉などの様々な分野における行政計画も参考にしつつ、将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、カーボンニュートラルの実現に向けた施策による社会インフラや人々の行動の変化、脱炭素施策による地域の経済的、社会的課題の統合的な解決等を検討する。

(4) 地域の再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再生可能エネルギー利用促進に係る再生可能エネルギー導入目標の作成

- ・ 再生可能エネルギー全般にわたる導入ポテンシャルの調査を行う。また、導入ポテンシャルの調査によって得られた結果に対して現状の村のエネルギー消費量や温室効果ガス効果に対する評価を行う。
- ・ 最新の再生可能エネルギー技術に関する情報や導入事例について調査を行い、取りまとめる。
- ・ エネルギー消費量の指標となるデータを基に将来のエネルギー消費量を推計する。推計を行う際には、温室効果ガス排出量の削減対策の効果等についても考慮する。
- ・ 地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別毎に設定する。導入目標は2050年を最終年度とし、2025年の短期目標、2030年の中期目標を設定する。また、導入目標を達成するためのゾーニング案についても検討を行う。

(5) (3)及び(4)を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

- ・ 再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための政策及び指標について検討を行う。また、現実的に実施可能な再生可能エネルギーによる事業の可能性を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた重要な施策に関する構想について検討を行う。

(6) (1)から(5)までの事業の実施に当たり、地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催

- ・ 地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会

議等について支援を行う。

- (7) (1)から(6)までの内容を取りまとめ、業務報告書を作成するとともに、業務報告書の概要版を作成

#### 4. 実施期間

令和4年5月下旬から令和5年2月中旬まで（予定）

#### 5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 業務報告書（概要版） 2部
- (3) その他関連資料 2部
- (4) 上記を格納した編集可能な電子データ（CD-R） 1式

#### 6. その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づいた計画を作成し、本村と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、留寿都村個人情報保護条例（平成16年留寿都村条例第17号）を遵守し、本村が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行において本村から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本村と協議の上、貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧することとする。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本村と協議を行い決定することとする。
- (5) 本業務は、環境省補助事業である「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で業務を遂行することとする。